

港湾運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

第162回通常国会において、港湾の運営の効率化による国際競争力の強化及び規制の見直しによる利便性の向上を通じて港湾の活性化を促進するため、特定国際コンテナ埠頭の機能の高度化、入出港届の様式の統一、港湾運送事業の規制緩和、夜間入港規制の廃止等の措置を講ずる「港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第45号。以下「改正法」という。）が制定されたところである。今般、改正法の一部（港湾運送事業法の一部改正部分）の施行に伴い、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）の委任を受けて制定されている省令について、所要の整備を行うこととする。

2. 概要

①港湾運送事業法施行規則（昭和34年運輸省令第46号）の一部改正

- ・特定港湾以外の港湾においても需給調整規制が廃止されることに伴い、港湾運送事業の許可の申請時の添付書類について見直しを行う。
- ・検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するため、検数事業等の事業計画の記載事項及び許可申請時の添付書類として、検数人等の名簿、教育訓練体制の整備内容等を規定する。
- ・特定港湾制度が廃止されることに伴い、特定港湾における一般港湾運送事業等の規定について削ることとする。
- ・検数人等の登録制度が廃止されることに伴い、登録料、登録事項等を定めた規定を削ることとする。
- ・その他所要の改正を行う。

②港湾運送事業法施行規則等の一部を改正する省令（昭和59年運輸省令第35号）の一部改正

- ・特定港湾制度が廃止されることに伴い、同令の附則で定められている経過措置について見直しを行う。

③港湾運送事業報告規則（昭和53年運輸省令第10号）の一部改正

- ・港湾運送会計規則が廃止されることに伴う所要の改正等を行う。

④貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続を定める省令（平成7年運輸省令第37号）の一部改正

- ・条ずれの措置等所要の改正を行う。

⑤港湾運送事業会計規則（昭和53年運輸省令第9号）の廃止

- ・現在、港湾運送事業については、港湾運送事業者のみに適用される会計原則を定めているが、需給調整規制の廃止に伴い、従来通り需給調整と相まって事業者の事業の継続性を把握する必要がなくなったことから、廃止することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

- | | | |
|---|---|---------------------|
| 公 | 布 | ：平成18年4月中旬 |
| 施 | 行 | ：平成18年5月15日（改正法施行日） |